

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和2年9月11日から令和3年1月12日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和2年9月11日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン綾羅木ショッピングセンター

所在地 下関市綾羅木新町三丁目2番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
ハイパーモールメルクス綾羅木	イオン綾羅木ショッピングセンター	令和2年8月28日

4 届出年月日

令和2年8月28日